

2025 年度からの「多子世帯への大学等の授業料等無償化」について

2025 年度から多子世帯（扶養する子どもが 3 人以上いる世帯）の学生に対して、所得制限なく、大学等の授業料・入学金を国が定める一定額まで無償（減額）する制度です。

申込方法等の詳細については、まだ文部科学省より発表がされていません。

申込方法等については、入学時に配付する資料にてご案内いたします。

お問合せいただいても、現時点ではご案内できる情報がありませんので、大学への個別の問い合わせはお控えください。詳細は、以下文部科学省の資料をご確認ください。

・[文部科学省 HP](#)

・[大学等の授業料無償化制度について\(概要\)](#)

・[令和7年度からの奨学金制度の改正（多子世帯の大学等の授業料等無償化）に係る FAQ](#)

▼現時点で文部科学省より公開されている内容を、お知らせします。

◆支援開始時期

令和 7 年度 春からの在学採用

※令和 6 年度中に予約採用手続きなどは予定しておりません。

◆授業料減額支援

扶養する子どもが 3 人以上いる世帯に対し、以下の支援を行います。

授業料（年間）70 万円・入学金 26 万円

私立大学の場合、年間の授業料減免額は最大 70 万円です。

※授業料全額が無償化される制度ではありませんので、ご注意ください。

授業料減免を受けるには、本学が指定する期間内に申込みをし、選考を経て採否が決まります。**自動的に減免される制度ではありませんので、ご注意ください。**

◆多子世帯の確認

多子世帯の要件を満たすかどうかは、日本学生支援機構(JASSO)の給付奨学金(給付奨学金と授業料減免とセットになっている国による修学支援新制度)へ申し込みを行うことにより、JASSOがマイナンバーを通じて判定を行います。大学では、多子世帯の要件を満たすかどうかの判定はできません。

扶養状況は原則として申込み時点で確定している前年以前の12月31日時点の住民税課税情報によって行います(例:2025年4月の申請時→2023年12月31日時点の情報)。なお、アルバイト収入が多く生計維持者の扶養から外れている場合は、子どもとしてカウントされないケースもあります。

◆授業料の減免方法について

本学は、通常の学納金を納入いただいた後、減免額を還付することで授業料減免を行います。授業料減免の対象者であっても、学納金を通常の納入期限(春学期は4月末日、秋学期は9月末日)までに納入できない場合は、延納手続きが必要となります。手続き方法及び延納期限等の詳細については本学HPにて確認してください。なお、延納手続きをした場合でも、学納金を納入していただいた後、減免額を還付します。

参考:[文教大学 HP 学納金・検定料について](#)

◆2025年度入学予定者で予約採用候補者となっている方について

2025年度入学予定者の予約採用候補者決定通知において、多子世帯の要件に該当することが確認できた者は、同通知書にその旨が記載されているとのことです。多子世帯としての支援を受けられる可能性があるため、詳細は同通知書裏面記載の「(給付または貸与)奨学生採用候補者のしおり」の該当ページを参照してください。